

東海市教委との話し合い 2023年10月12日(木) 16:00～ 於東海市役所

長＝加藤 千博教育長 委＝東海市教育委員会 明壁啓純主任指導主事

組＝知教労 市野 司委員長(西部中) 佐田 京美 副委員長(大府中) 小林 庸介(渡内小)

ICTについて

組 児童端末を「タブレット端末」と呼ぶのは適切ではないのでやめてほしい。市教委の「タブレット端末」の定義は？

委 校務用、指導用、児童・生徒用3種があるので、3つを区別するためにこう呼んでいる。

組 一般的に板状でキーボードがないものが「タブレット端末」キーボードがついているのは「ノートパソコン」

委 文科省は、「一人一台『端末』」としているのは承知している。ただ、マスコミなど多くが「タブレット」としているの、子どもたちが惑わないようにそう呼んでいる。

組 一般的なわかりやすさに沿うと誤解が生じることもある。形状に合った呼称を使うべき。東海市から改めてほしい。

組 IDやパスワードを適切に管理・構築してほしい。児童・生徒用のパスワードを連番で推測可能なものにしないでほしい。現在の構築は「東海市情報セキュリティ対策規程」に違反している可能性がある。なりすましが起こらないような構築をしてほしい。

委 ID・パスワードは設定しているので違反はしていない。なりすましが起きているので、学校判断でランダムに設定してもよいことの周知を図っており、設定を進めている学校もある。

組 設定を校内で行うと負担が大きい。ICT支援員の活用や教育委員会による一括設定は可能か？

委 学校の負担が最小限になるようにしていく。その際には、利用が制限される場合もあるので理解と協力をいただきたい。

勤務時間管理・労働条件について

① 超過勤務の上限規制について

組 法的根拠のある「指針」に格上げされた月45時間、年360時間の上限規制は「当然守らなければならないもの」という認識か？

委 その通りだ。指針ということでこちらも解釈している。

組 現状はどうか？

委 45時間以内の人が全てではないとは把握している。

組 上限規制を守るための具体的方策はあるか？

委 各学校で様々な努力はしているが、まだ他にできるところがあれば教えてほしい。

組 渡内小では勤務時間についての研修を行った。働き方改革の部会を作ろうという動きもある。専科の教員が入り、昨年度に比べ持ちコマ数が減った。多忙化解消に向けた取り組みを少しずつ積み上げる必要がある。

委 県や国が人員を増やしてくれるとありがたいと考えている。

長 年度や学期のはじめに授業短縮をして、事務処理の時間に充ててもらうことは各校で数年前から行っているが、在校時間がなかなか減らないのには苦慮している。

組 今年度6月の在校時間を公開請求した。名和中では

50%が80時間超。45時間以内は20%しかない。人を増やすのはお金がかかるが、知教労はこれまでお金のかからない方策を様々提案してきた。例えば中学校の下校時刻を17:00にすること。東海市の最終下校は？

委 市のガイドラインは17:30。各学校で17:00にしてもいいが、保護者の理解を得るなど配慮しなければならないことは多くある。

組 理解を得るといふより、先生の勤務状況や教員不足が問題になる中で、教育委員会から保護者へ訴えていってほしい。教育委員会からの訴えは有効だ。

長 部活動の活動時間については今後検討を進めていかなければならない。

組 平成31年度文科通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」には、例えば登下校の指導は「学校以外が担うべき業務」に分類されている。教員が担わないなら人を雇う必要があり、校長の権限だけでは無理だ。ボランティアやシルバーの活用など、市教委が担う必要がある。登下校は一例だが、通知通りに行うのが業務を減らす具体的な道筋だ。

組 あいさつ運動をしている学校はあるか？

委 勤務として行っているところはないと思う。子どもが生徒会などで「あいさつ運動をやりたい」と言ったら断るのは難しい。

組 子どもたちにも「先生たちは働いている時間じゃないよ」と「勤務時間」という社会通念を学ぶ機会としてほしい。

委 無下に「先生がいらないからやめなさい」とは言いづらいのでは。

組 説明すればわかると思う。今までの意識を変えなければならぬ。

長 (勤務時間についての) 意識は高まっていると思う。

② 休憩時間・勤務時間の正確な記録について

組 休憩が取れなかった場合、在校時間記録に計上することになっているが、そのように校長を指導しているか？

委 適正な休憩時間の記録をするよう、また、先生方も自分の働き方について意識するよう毎月校長会議で言っている。

組 在校時間記録は「休憩が取れなかった」ことを自分で変更可能なシステムになっているか？

委 休憩時間は自動的に「45分」で入力されるが、自分で変更できる。

組 「休憩が取れなかった」という記録をしている人はあまりいないのではないか？「休憩」がどのようなものか認識していない人もいるのではないか？

組 「休憩記録の修正」は勤務校では指導されていない。マニュアルがあるといい。

組 いわゆる「休息」を法定上の「休憩」と捉えている人が多い。「お茶を飲んでいたら休憩」ではない。特に昼放課は子どもたちが校内にいて、何かあったら駆けつけなければな

らない。これは「手待ち時間」と呼ばれ「労働時間」だと定義されている。

長 ではどうすればよいのか？

組 昼の15分を「休憩が取れなかった」として、別日に割り振っている学校が他市町にはある。

長 休憩は取らせなければならぬから、取れなかったからといって別日に割り振るのはいけないのではないかと？

組 休憩を取らせないのも違法だ。「休憩が取れない」という違法状態を穴埋めするための措置であり、措置が何もないまま「取れませんでしたね」で見過ごされていくのは問題だ。本来なら休憩時間に子どもたちを見る別の職員がいて、休憩時間が確保されるのが理想だが、現実的ではない。

組 勤務校でも休憩時間に対する認識がまだ及んでいない。通学団の集合を昼放課にやろうという提案があったが「休憩時間なので」と時間を変更してもらった。教委や管理職が正しい休憩時間の在り方を指導してほしい。休憩が取れなかったら相応の措置をする。そのくらい休憩というのは大切なものなのだと教委から訴えてもらえば、現場は変わる。

組 昼放課に会議が設定されることがあっても、管理職も他の職員も何も言わない。組合の私が止める。「休憩」ということが意識されていないからこのようなことが起こる。

長 意識はもたなければいけない。

組 意識を上げるには管理職や教委の指導が必要だ。

長 校長とは（休憩についての）話はするか？

組 そこまで話していない。

長 管理職の意識が薄いのであれば、話をしてほしい。

組 教委がそれを組合に「お願いします」と言うのは筋が違う。本来は教委の仕事だ。

組 勤務校の校長は休憩に対する意識は高いが、「休憩とはこういうものだ」ということを共有する時間がなかったもので、そのことについては校長と話し合いたい。また、休憩が取れなかった場合も適切な措置をしてほしい。

組 休憩時間は一斉付与が原則で、「空いている時間に取ればよい」等の勝手な運用は法令違反であると認識しているか？

委 そのように認識している。

組 バス内休憩が行われている学校はあるか？

委 あると思う。

組 バスの中では拘束されている。自由利用ができない以上法定上の「休憩」とは言えない。

長 それも他の日に割り振れということか？

組 例えば分散研修の時間なら車内よりは自由利用できる。

委 例えばテーマパークの中ならよいということか？

組 本当はダメだが、そんなことを言ったら全部ダメだ。せめて車内の拘束された時間に休憩はやめてということだ。そこに平気で休憩を設定するのは時代遅れだ。勤務校では分散研修に設定している。

委 分散研修がなかった場合は？

組 例えば旅館に到着後、AグループBグループと分けて休憩を取らせる。

委 旅館では（休憩を）設定している学校は多いと思う。

③多忙化解消に向けて

組 教員が不足している中で、東海市は教員研修センターを設置し、教員免許をもった教員出身の主事が知多管内最多の7名在籍している。この主事を欠員のある学校に出向させ、教員不足を解消できないか？

長 想定していない。

組 欠員があれば、学校の負担は大きい。教員免許をもっている人がいるなら、その人たちを充てるべきだ。

長 教員免許をもっている人は他にもたくさんいる。

組 免許をもっている人はいても、実際に欠員になって学校に負担をかけている。そこを埋めようという考えは無いのか？

長 研修センターの仕事がある。その仕事はどうするのか？

組 目の前の子どもに担任の先生がいない状況をよしとするのか？

長 研修センターにも大事な仕事がある。東海市では多くの指導主事で学校へのサポート体制を作っている。欠員の学校で状況が大変なら一時的に支援に行くのはありうる。

組 校務主任が担っている工事関係などの校務の仕事を教委が請け負えないか？校務主任はあくまで「教諭」であり「児童の教育をつかさどる（学校教育法）」のが本務だ。他の県には校務主任は置いていない。

委 校務主任という校務分掌の中での一つの担当として全国にあるのではないかと？

組 愛知県にしかない。校務主任が担う施設管理等の仕事は、教員免許を与えられ、専門職として雇用された教諭が本来担うべき仕事ではない。

組 任意団体の発行する「夏休みの友」「知多の友」を買わない選択権は教員にあるか？

委 校長にある。

組 決裁権の話ではない。個々の教材を「選ぶ権利」だ。ここでは「知多の友」などの副教材の話だ。

委 校長から校内の教員に選択を命令していると把握している。学校からの要望があるので公費負担している。

組 東海市は「校長に教材の選択権がある」という認識でよいのか？

委 他市町も同じ回答ではないかと？

組 他市町は「教員に選択権がある」と答えている。

部活動について

組 部活の地域移行に伴う兼職兼業について。文科省「兼職兼業の手引き」には、「指導を望まない教員に地域部活への従事を依頼してはならない」とあるが、その通りに行うか？

委 そのように考えている。

組 兼職兼業が発生した場合、地域活動との勤務時間の合算や超過発生時の措置等のルール等、当該教員を管理する指針を定めているか？

委 推進委員会を立ち上げて、検討しているところである。

以上